

日本におけるイノベーションボックス税制の導入比較と政策提言

欧州諸国のイノベーションボックス税制：特徴と成果

欧州ではパテントボックス税制（イノベーションボックス税制）が2000年代から広く導入され、特許など知的財産から得られる収益に通常より低い法人税率を適用しています^①。代表的な例として、**英国**では特許関連所得に対し実効税率10%（通常25%）を適用する「Patent Box」制度が2013年に導入されました^①。^② **オランダ**の「Innovation Box」は対象収益に9%の軽減税率（通常25.8%）を課し^①、**フランス**でも知的財産収入に約10%の優遇税率を適用するIPボックス制度が整備されています^③。一部の国（例：スイスの州税制やマルタ）では特許収益の大部分（最大90～95%）を非課税扱いとし、実効税率を極めて低く抑えるケースもあります^① ^④。こうした制度により**知的財産から生じる利益への課税負担が大幅軽減**され、企業にとっては研究開発成果を自国で事業化・収益化する魅力が高まります。

欧州型制度の対象収益には、**特許のライセンス収入、関連製品販売益、特許侵害訴訟の賠償金**など広範な「知財由来所得」が含まれ、いわばイノベーションの「**成果**」部分に対する優遇策となっています^⑤。これにより**企業は研究開発を単なるコストでなく戦略的資産と位置付ける傾向が強まり**、特許取得や知財収益化へのインセンティブが働くことが評価されています^⑥。例えば英国では、この制度に**1,650社以上が適用を選択し、2023/24年度には約19.8億ポンド（前年度比+36%）の税控除効果が生じました**^⑦（主要因は法人税率引上げによる相対効果の拡大）。適用企業の約95%の控除額を**大企業（製薬やハイテク等）が占めており**、同制度が研究開発集約型の大手企業に大きな恩恵をもたらしていることが窺えます^⑧。

もっとも、欧州のパテントボックスには**租税回避への懸念**も指摘されてきました。知的財産は国境を越えて移転させやすいため、税率の低い国へ特許を移すことで**多国籍企業が利益を移転し節税を図る恐れ**があるからです^⑨。実際制度導入当初は**特許の所在を低税率国に移す動きが見られ、純粋な研究投資増加よりも「特許所在地の変更」による効果が大きい**とする分析もありました^⑥。このためOECDは2015年にBEPS行動5報告書で各国の知財優遇税制に「**ネクサス要件**」（優遇を受ける知財と当該国での研究開発活動との関連性を求める原則）を導入する指針を示し、欧州各国は制度設計を見直しています^⑩。ネクサス要件により「自国内で行った研究開発の割合」に応じて優遇額を制限する仕組みが取り入れられ、形だけの特許移転による税逃れを防止しています^⑥。こうした改革の結果、**パテントボックスは自国での研究活動促進という本来の目的に沿った運用が進んでいます**。最近の研究では「特許収入のみを対象とするIPボックス制度は**自国のイノベーション活動を数%程度押し上げる効果がある**」との報告もあり（最大で約5.1%の特許出願増加）^⑪、一定の政策効果もうかがえます。一方で「研究開発そのものの増加効果は限定的」とする指摘もあり^⑫、**実際の技術革新への寄与については慎重な検証が必要**です。

日本における制度導入の現状と課題

導入までの経緯と現状

日本では長らく**研究開発減税（研究費用に対する税額控除）**が主なイノベーション支援策であり、研究段階の費用投入を支援してきました^⑬。しかし、**研究開発の成果（アウトプット）の収益化を後押しする税制は存在せず**、欧州に比べ対応が遅れていました^⑭。こうした中、政府は近年になり「**イノベーションボックス税制**」の創設を検討し始め、2024年度税制改正で導入を決定しました^⑮。**2025年4月1日から2032年3月31日までの時限措置**として施行される予定で、日本でもようやく欧州型の成果重視のインセンティブがスタートします^⑯。

日本版イノベーションボックス税制（正式名称「イノベーション拠点税制」）の概要は次の通りです¹⁷

¹⁸：

- ・**対象となる知的財産**：2024年4月以降に国内で自社開発した特許権、および「人工知能関連技術を活用したプログラム」の著作物等の一定のものに限定（当初は**特許権とAI関連ソフトウェア著作権**に限定。他の無形資産〈実用新案、意匠、営業秘密等〉は対象外）¹⁹。※将来的に効果検証や財源状況を踏まえ、対象範囲の見直し検討が示唆されています²⁰²¹。
- ・**対象となる所得**：上記対象知財を国内でライセンス供与または譲渡した際に得られる譲渡益・ロイヤリティ収入等（子会社など関連当事者からの収入や、自社製品売上に内在するロイヤリティ相当分〔Embedded royalties〕は対象外）²²。純粹に自社の知財を他社に活用させて得る収益に限定することで、グループ内取引を利用した利益移転を排除しています。
- ・**税制優遇の内容**：該当する知財由来所得について、その額の**30%を所得控除（損金算入）**できる²³。法人税額に換算すると約7%分の税負担軽減効果が生じ、実効税率約30%が約20%程度まで低下するイメージです²⁴。これは欧州主要国（英・仏の10%、蘭の9%等）に比べると**控除率・軽減幅は控えめ**であり²⁵、制度効果検証後の拡充余地も議論されています。
- ・**控除適用の計算と上限**：実際に控除できる金額は、まず**対象知財収益×国内研究開発比率×30%**の式で算出されます²⁶。ここで「国内研究開発比率（自己創出比率）」とは、その知財の開発に要した研究費のうち自社が国内で負担した割合を示し、OECDのネクサス要件に沿った設計です¹⁰。算出された控除額についても、**当期の税引前所得の30%が上限**と定められ、それを超える部分は控除不可・繰越も不可です²⁶。赤字企業など利益が少ない場合は十分な控除が受けられず、スタートアップ等には恩恵が限定的となる可能性があります。
- ・**手続面の要件**：本制度を利用するには、対象となる知財が「日本の国際競争力向上に貢献する」ことを示し**経済産業省の証明書発行**を受ける必要があります²⁷。また適用を受ける法人は青色申告の適用を受けていることなど、所定の手続・要件を満たす必要があります¹⁸。制度利用にあたって**行政手続や証明取得の負担**が発生する点は、中小企業にとってハードルとなり得るため、今後利便性向上策も検討課題です²¹。

企業側の反応と課題認識

日本の産業界は、このイノベーションボックス税制の導入を**長年待ち望んでいた**とも言えます。実際、経団連や日本商工会議所などは**2013年以降、毎年の税制改正要望で本制度の創設を提言**してきました²⁸。しかし政府内では「**税収減につながる**」「**手続きが煩雑**」「**効果に疑問がある**」との理由で採用が見送られてきた経緯があります²⁹。今回ようやく政策転換に至った背景には、岸田政権の掲げる「**新しい資本主義**」や骨太方針で**無形資産投資の促進とイノベーション創出**が重視されたことがあります³⁰。**法人税率が相対的に高く知財優遇策が皆無だった日本の競争力低下への危機感**も追い風となり、2024年度税制改正で制度創設が決定されました³¹。

企業側からは概ね**歓迎の声**が多く、研究開発型産業にとって「**海外に見劣りしない税制環境の整備**」になるとの評価があります。特に製薬・バイオやハイテク分野では、自社の特許を活用したライセンス収入がビジネスモデル上重要であり、本制度の利用ニーズは高いとみられます。実際、**これまで日本企業は自社の特許収益に対する税負担が重いため、シンガポールやオランダなど低税率国に知財管理子会社を置いて運用するケースもありました**³¹。制度不在による**知財収入の海外流出**が指摘されてきただけに、国内で知財を保有・収益化しやすくなる環境整備は企業の国際的イコールフットING（競争条件の公平化）に資するものです³¹。

一方で、日本版制度の**適用範囲が限定的な点**や**控除率が欧州より低い点**、さらには**申請手続の煩雑さ**など課題も残ります。特にスタートアップや中堅企業からは「**要件が厳しく自社には縁遠いのでは**」との懸念も聞かれます。例えば**利益の30%上限**があるため、大型の特許譲渡益があっても十分控除できないケースや、**対象を特許とAIソフトに限っているためコンテンツ・デザイン分野など他の知財には効果が及ばない点**などで。また**適用期限が7年間と区切られているため**、企業が長期計画を立てにくいとの指摘もあります。これら

の課題を踏まえ、政府も「制度の執行状況や効果を検証しつつ、対象範囲の見直しや日本企業の実態に即した利便性向上を検討する」としており²¹、今後の運用改善が期待されます。

日本が知財競争力で劣後してきた背景と政策上の不足

日本が欧州諸国に比べ知財による経済競争力で劣後してきた背景には、これまで述べた税制面の遅れ以外にも複合的な要因があります。

まず第一に、**税制インセンティブの偏り**が挙げられます。日本は長年、研究費用への減税（インプット重視）には力を入れてきたものの、**研究成果の事業化・収益化（アウトプット重視）を促す仕組みが欠如**していました^{13 32}。その結果、企業にとって研究開発成果を積極的に「稼げる知財」に育てる動機付けが弱く、せっかく得た特許も活用されず棚ざらしになったり、収益化のノウハウが蓄積しにくい土壌があったと考えられます³³。一方欧州では前述のように成果に報いる税制が早くから導入され、**特許取得からビジネス創出まで一貫して促進する政策体系**が整っていました。この差が長期的に現れ、日本企業の知財収入（ライセンス料等）の国際シェアは伸び悩んでいたとの指摘もあります。

第二に、**法人税負担の高さ**と組み合わさった**国際的な環境整備の遅れ**です。日本の法人実効税率は2010年代に引き下げられたものの依然主要国より高く、加えて知財優遇税制も皆無だったため、企業はどうしても**知財収益を海外で計上する誘因**に晒されてきました³¹。その結果、国内で生まれた知的財産が海外子会社に移転され、収益も海外で課税されるケースがあり、**国内に富が蓄積されにくい構造**が生じていました。この点で日本は「知財の立地競争」に負けており、国富の観点からも課題でした³¹。

第三に、**知財活用に関する戦略・制度の不足**があります。例えば**大学・公的研究機関から民間への技術移転（TLO）の仕組み**や、ベンチャー企業への知財金融支援（知財担保融資など）の充実度で、日本は米欧に見劣りすると言われます。研究からスタートアップ創出へのエコシステムも十分とは言えず、「せっかくの技術を事業化できない」ケースが散見されました。知財マネジメント人材の不足や、企業内で知財部門が収益部門と連携していないといった課題も指摘されています。

さらに**オープンイノベーションの遅れ**も競争力に影響しました。他社の知財を活用して新事業を起こす動きが欧米に比べ低調で、大企業も自社の使わない特許をライセンスアウトする文化が乏しかった面があります。これには税制優遇の欠如に加え、「知財を囲い込むことが善」という従来型の経営姿勢も影響していた可能性があります。しかしながらデジタル時代に入り、単独企業でイノベーションを完結するのは難しくなっており、日本も知財オープン化戦略を強化しなければ競争に遅れるとの危機感が高まっています。

以上のように、日本が知財立国を標榜しつつも実際の経済成果で後塵を拝した背景には、**税制・制度・文化の三位一体の遅れ**がありました。今回のイノベーションボックス税制導入はその一角（税制面）を埋める動きですが、依然として**総合的な政策パッケージ**が必要とされています。

知財活用促進に向けた政策の方向性：成長戦略・スタートアップ支援・税制改革

日本が知財による価値創出で競争力を高めるためには、**税制改革を一步進めるとともに、スタートアップ支援や成長戦略に知財活用の視点を組み込んだ包括的な政策展開**が求められます。以下に主要な方向性を提言します。

1. イノベーションボックス税制の拡充と継続的な見直し

今回導入される制度を効果検証しつつ、**対象資産や優遇内容の拡充**を検討すべきです。具体的には、**対象知財の範囲拡大**（将来的に意匠や実用新案、著作権全般、さらにはトレードシークレット等も検討）や、**控除割合の引き上げ**、適用期間の延長などです。政府も「状況に応じ対象範囲の見直し」を謳っており²¹、国際水

準や企業ニーズを踏まえた柔軟な制度進化が重要です。また**中小・スタートアップ**が利用しやすい制度設計への見直しも欠かせません（例えば手続きの簡素化や証明取得の支援、控除恩典を将来の利益と相殺できる繰越措置の検討等）。制度を一過性の時限措置で終わらせず、成果が上がれば恒久化も視野に**政策の継続性**を示すことが、企業の長期投資を促す上で肝要です。

2. 研究開発税制との組み合わせによるイノベーション促進

イノベーションボックス税制は**研究開発減税（インプット支援）**と**両輪**で機能させるべきです³⁴。両制度は競合ではなく「研究段階の支援」と「成果段階の支援」の**補完的アプローチ**であり、これらを組み合わせて企業のイノベーション投資サイクル全体を後押しすることが重要です³⁴。例えば、研究段階では引き続きR&D税制で大胆な減税措置を講じつつ、開発成果が事業化フェーズに入ったらイノベーションボックスで収益面を支援する、といったシームレスな支援策を整えることが望まれます。また両制度を利用する際の**手続き一体化や計算の簡便化**を図り、企業が煩雑さを感じずにフル活用できる環境を作ることも検討課題です。

3. スタートアップ・中小企業への知財活用支援策の強化

真にイノベーションを活性化するには、大企業だけでなく**スタートアップや中小企業が知財を武器に成長できる環境**を整える必要があります。税制面では、現在利益の出していない技術系スタートアップでも将来の知財収益を見越して投資しやすくなるよう、**繰越控除や譲渡益非課税の特例**（一定条件下でベンチャーが知財を売却する際の税軽減）などを検討できます。また税制以外にも、**知財金融**（知財を担保とした融資・投資）や**知財マッチング支援**を充実させ、埋もれた技術シーズと資金・ニーズを結び付ける仕組みづくりが重要です。具体的には、公的機関による**知財の評価書発行支援**、大企業とスタートアップの知財連携を促す**プラットフォーム構築**、大学発ベンチャーの特許費用補助や人材育成など、多角的な施策が考えられます。知財を核としたスタートアップ支援は、政府の成長戦略（スタートアップ育成5か年計画等）とも合致しており、税制改革と並行して推進すべきです。

4. オープンイノベーションと知財流通の促進

企業間・産学間で**知的財産が円滑に流通し活用される市場環境**を育てることも重要です。イノベーションボックス税制は企業が**不要な特許をライセンスアウトする動機**を高める可能性があります（ライセンス収入に対し減税メリットが得られるため）³⁵。これを最大限活かすため、**オープンイノベーションを促進する政策**を拡充しましょう³⁵。具体的には、企業や大学が保有する未利用特許を公開・取引する場（知財データベース、オークション）の整備、仲介人材（知財マネージャー・ブローカー）の育成、ライセンス契約の標準化支援などが考えられます。政府系ファンドを通じた**特許買い上げ・再ライセンス事業**（いわゆる特許流通市場の活性化策）も検討に値します。知財が「休眠資産」とならず経済活動に循環投入される仕組みをすることで、**知財投資の生産性を可視化し高めていく効果**も期待できます³⁶。

5. 知財戦略の国家的推進と人材育成

最後に、税制だけでなく**国家戦略として知財立国を再強化**する姿勢が重要です。政府の知的財産推進計画や経済安全保障戦略の中で、無形資産への投資促進と国内での価値創出を明確に位置付け、関係省庁横断で施策を講じる必要があります。例えば、**知財教育や人材育成**への投資です。企業内で研究者と知財・事業部門を橋渡しできる人材を育て、知財戦略策定を支援するプログラムを設けること。また、**グローバルなルール形成**への参画（OECDやWIPOでの議論）を通じ、日本企業が不利益を被らない知財制度の国際調和を進めることも重要でしょう。税制面でも今後各国で競争的な優遇策が出てくる可能性があるため、そうした動向を注視しつつ**日本の制度を常にアップデート**していく姿勢が求められます。

以上のような総合的アプローチによって、初めてイノベーションボックス税制の効果も最大限発揮されると考えます。日本企業が国内で研究開発し、その知財を**国内で事業化・収益化し、更なるイノベーション投資へ循環させる**——その好循環を生み出すため、税制・金融・人材・制度インフラを組み合わせた政策パッケージで挑むことが肝要です³⁷。今回の制度導入を契機に、日本が「**知財立国**」としての**競争力**を取り戻し、スタートアップから大企業まで幅広い主体のイノベーション創出につながることが期待されます。

参考資料：

- ・【24】 Food Patent Lab, 「日本のR&D減税と欧州のパテントボックス制度 – 研究と成果、どちらを優遇するか」 (2025年9月6日公開) ¹ ²⁶ 他.
- ・【28】 三好内外国特許事務所 高橋俊一, 「此度は実現するのか？イノベーションボックス税制」 (2023年8月22日) ²⁹ ³¹ 他.
- ・【6】 INPIT特許研究No.79, 経済産業省 「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について」 (2025年3月) ⁹ .
- ・【9】 マネーフォワード, 「イノベーションボックス税制とは？控除対象や事業者への影響を解説」 (2025年2月20日更新) ¹⁷ ²⁴ .
- ・【26】 英国歳入関税庁(HMRC), “Patent Box relief statistics: September 2025” ⁷ ⁸ .
- ・【35】 freeeバックオフィス基礎知識, 「イノベーションボックス税制とは？政策の意義や各国の導入状況を解説」 (2024年5月10日更新) ³⁵ ³⁶ .
- ・【34】 内閣府 「新しい資本主義 実行計画2025年改訂版」 (2025年6月) ²¹ .
- ・その他：OECD BEPS行動5報告書、各国税制概要（英国HMRCガイダンス、フランス租税概要、オランダ投資庁資料）等。

¹ ⁵ ⁶ ¹³ ¹⁶ ²² ²³ ²⁶ ²⁷ ³³ ³⁴ 日本のR&D減税と欧州のパテントボックス制度 – 研究と成果、どちらを優遇するか | Food Patent Lab

<https://foodpatentlab.com/foodtech-patent-box-tax/>

² ⁷ ⁸ Patent Box relief statistics: September 2025 - GOV.UK

<https://www.gov.uk/government/statistics/patent-box-reliefs-statistics/patent-box-relief-statistics-september-2025>

³ The new IP Box regime in France - DELSOL Lawyers

<https://delsol-lawyers.com/The-new-IP-Box-regime-in-France>

⁴ Malta's Tech Sector and Patent Box Regime: A Strategic Advantage ...

<https://www.tridenttrust.com/knowledge/insights/malta-s-tech-sector-and-patent-box-regime-a-strategic-advantage-for-innovation-driven-enterprises>

⁹ ¹⁰ [inpit.go.jp](https://www.inpit.go.jp)

<https://www.inpit.go.jp/content/100884326.pdf>

¹¹ The Effect of Intellectual Property Boxes on Innovative Activity and ...

<https://publications.aaahq.org/jata/article/45/2/7/10115/The-Effect-of-Intellectual-Property-Boxes-on>

¹² Boosting R&D through Patent Boxes. Panacea or Not?

<https://www.cepweb.org/boosting-rd-through-patent-boxes-panacea-or-not/>

¹⁴ ¹⁵ ³² ³⁵ ³⁶ イノベーションボックス税制とは？政策の意義や各国の導入状況を解説 | 経営者から担当者まで役立つバックオフィス基礎知識 | クラウド会計ソフト freee

<https://www.freee.co.jp/kb/kb-trend/innovationbox-tax-system/>

¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²⁴ イノベーションボックス税制とは？控除対象や事業者への影響を解説 | クラウド会計ソフト マネーフォワード

<https://biz.moneyforward.com/accounting/basic/75410/>

²¹ [cas.go.jp](https://www.cas.go.jp)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf

²⁵ [PDF] 令和7年4月施行 イノベーション拠点税制の徹底分析

<https://yoroziuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/eddd330d40884569af0c.pdf>

28 29 30 31 37 イノベーションボックス

<https://www.miyoshiat.co.jp/jp/ip/data/2023/109/23082111364793476.pdf>